

公調委第40号
令和3年2月15日

各都道府県公害紛争処理主管部局長 殿

公害等調整委員会事務局総務課長
(公印省略)

公害紛争処理法施行令の一部改正について (通知)

「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等において、国民や事業者等に書面・押印・対面を求めている行政手続について必要な見直しを行う方針が示されたことから、公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)の一部を改正し、本年2月15日(月)より都道府県公害審査会等に提出するあつせん、調停又は仲裁の申請書(参加申立書を含む。)への押印を求めないことといたしましたので、令改正の内容及びその趣旨について御了知願います。

本件連絡先
公害等調整委員会事務局総務課
指導連絡係 石田、平田
TEL : 03-3581-9956 (直通)
E-mail : shidou@soumu.go.jp